

平成 21 年度第 1 回(通算第 11 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事録

1. 日 時 : 平成 21 年 6 月 9 日(火) 13:30~17:00
2. 場 所 : KHK 第 4 会議室
3. 出 席 : 委員 : 樋口主査、福田副主査、辻、松浦、太田、川野、
澤柳、山本、小関、藤原
KHK : 佐藤、鈴木
4. 配付資料 :
資料 36 委員名簿
資料 37 前回議事録(案)
資料 38 冷凍空調装置の施設基準 改正第 8 次案

5. 定足数報告 : 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

6. 議事

(1) 前回議事録の確認

資料 37 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(2) 冷凍空調装置の施設基準の見直しについて

資料 38 に基づき、検討がなされ、次の説明、意見等があった。

- ・可燃性の冷媒ガスを本基準から外すべきではないか。

→ プロパン、プロピレン等可燃性の冷媒ガスは、自然冷媒の一つであり、現在は例が少ないかもしれないが、今後増える見込みもあるので、これを外すのは時流にそぐわない。

- ・例えば、防消火の関係は、消防法に基づき市町村が定める火災予防条例によるところが大きく、これを調べるのは尋常なことではない。

→ 本基準は、そこまでの範囲をカバーするものではない。建築基準法等でも、それは言えることである。本基準としては、高圧ガス法的に見ての基本的事項を規定するものである。それが不足しているのであ

れば、付加すべきである。少数ながら実施例があるので、それらの例を参考にして、①屋外でケーシング内設置し、②冷媒設備の密閉化、③内部のガス濃度を常時モニタリングし、かつ、④常時排気する等の措置を付加する。付加については、事務局が松浦委員の助言を基に行う。

- ・可燃性の冷媒ガスの設置例は少なく、今後、急増する見込みもないように思うが。

→ 少ないとはいえ、打診を受ける場合もあり、社会情勢的に見て基準がないのは好ましくない。本基準も含め、KHKの規格は5年で定期見直しがあるので、実質3年後には検討を再開することとなる。

- ・その他逐条的に検討し、修正した。

- ・修正したものを改正9次案として作成し、冷凍空調規格委員会に最終審議として付議することとした。なお、改正9次案は、事前に各委員に送ることとした。

(3) その他

今回は、6月29日の冷凍空調規格委員会での審議等を勘案した上で、設定することとした。

以上